

# 金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等食材料費補助金について (障害福祉サービス事業所等)

金沢市障害福祉課

## 1. 趣旨

物価高騰に対する緊急対策として、本市の福祉施設等に対し食材料費に係る補助を行います。

## 2. 対象事業所・補助金額等

- ・補助対象者は、令和7年12月1日時点(基準日)において、障害者総合支援法等に基づき金沢市内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者とします。
- ・令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間に事業者が負担した食材料費を対象に、補助金を交付します。
- ・食材料費とは、食材料の購入費など利用者への食事提供に係る費用とします。
- ・今回申請のサービス種別毎の補助上限額は、下表に掲げる補助単価に令和7年12月1日時点の定員数を乗じた額とします。食材料費の実績額が補助上限額を下回る場合は、実績額を補助額(1,000円未満切捨て)とします。

| 区分           | 補助対象施設等  | 補助単価   |
|--------------|--|--------|
| 障害福祉サービス事業所等 | ・療養介護を行う事業所<br>・生活介護を行う事業所<br>・自立訓練(機能訓練・生活訓練)を行う事業所<br>・就労選択支援を行う事業所<br>・就労継続支援(A型・B型)を行う事業所<br>・就労移行支援を行う事業所<br>・地域活動支援センター<br>・日中一時支援を行う事業所<br>・児童発達支援を行う事業所<br>・放課後等デイサービスを行う事業所 | 1,700円 |
|              | ・短期入所(空床型を除く。)を行う事業所<br>・共同生活援助を行う事業所<br>・障害者支援施設<br>・福祉ホーム<br>・障害児入所施設(医療型・福祉型)   | 3,400円 |

### 【申請上の注意事項】

- ・同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合(多機能型)は、合わせて1事業所とします。
- ・共同生活援助を行う事業所(グループホーム)の住居追加分は、本体住居と合わせて1事業所とします(定員数を合算)。
- ・補助事業者の運営している福祉施設等のうち、障害者総合支援法等により指定の取消

し、その他これらの類する処分を受けた場合、又は、令和7年12月1日時点において運営を休止している場合は、当該福祉施設等にかかる補助金は交付対象外となります。

- ・介護保険法に基づくサービスの指定を受けている福祉施設等については、同様の補助を実施していますが、別途申請が必要になります（申請先：金沢市介護保険課）。

### 3. 申請手続

申請は、事業者（運営法人）単位です。複数の障害福祉サービス事業所等を運営する法人は、とりまとめてご提出ください。

#### (1) 申請方法

原則、電子申請システムで申請書と添付書類を提出してください。

#### 【宛先】電子申請システム：

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure/2840720395197108200>

#### (2) 申請書類と添付書類

①申請書（記載例を必ずご確認ください）

②添付書類

食材料費の支出が確認できるもの：

食材料の購入費など食材料費に係る総勘定元帳、領収書(写)、通帳(写)など

対象：令和8年1月1日～令和8年3月31日に負担した額



※ 領収書（写）など支払金額及び支払済みであることを確認できる書類には、対象経費の額を確認するため、**マーカーやメモ書き等で該当箇所を明示**してください。当該書類に対象外の経費が含まれている場合は、内訳書等を添付してください。

※ 通帳の写しの場合は明細の分かる納品書や請求書等も添付

※ 複数のサービス種別が違う事業所で、請求が一括となっている場合は、経費の按分表を添付してください。

③請求書

#### (4) 申請書の審査

- ・申請書の記載内容について、担当者から確認のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・申請書の審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、補助金交付決定及び額確定通知書を電子メールにて交付決定通知書を申請者へ送付します。

#### (5) 補助金の支払い

申請受付から支給までは2か月程度を予定しています。2か月を経過しても振り込みがない場合は、以下までお問合せください

#### 4. 申請期間

令和8年3月31日まで（※申請書類一式は原則電子申請システムでご提出ください）

#### 5. 関係書類の保存について

当該補助金に係る関係書類（電子データを含む）は、5年間（令和13年度末まで）の保管をお願いいたします。

#### 6. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせが混み合う可能性があるため、ご不明点などは電子メールにてお問い合わせくださるようお願いいたします。

##### （お問い合わせ先）

金沢市障害福祉課 事業者管理係 金川・荒木・小倉

電話：076-220-2289 FAX：076-232-0294

電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp